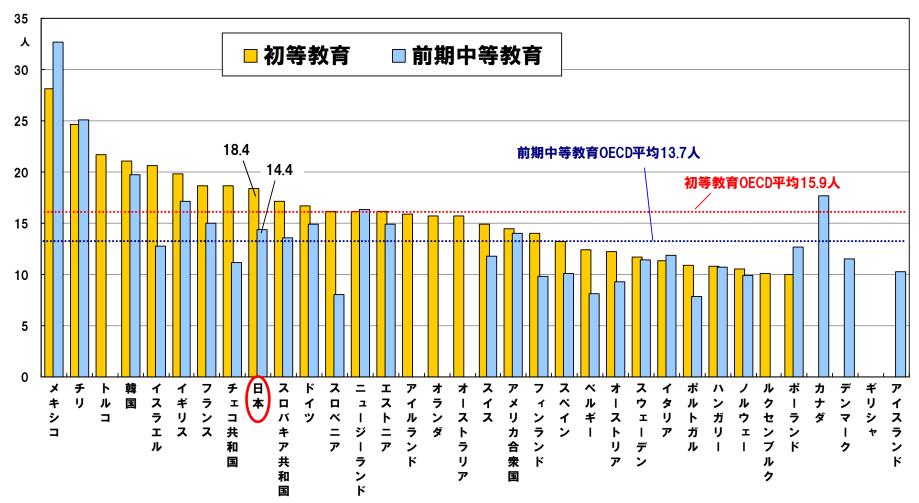
4. 教職員定数改善の 必要性

教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の国公私立学校での教員1人当たり児童生徒数は、初等教育18.4人、前期中等教育14.4人であり、OECD平均を上回る。

(日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる)

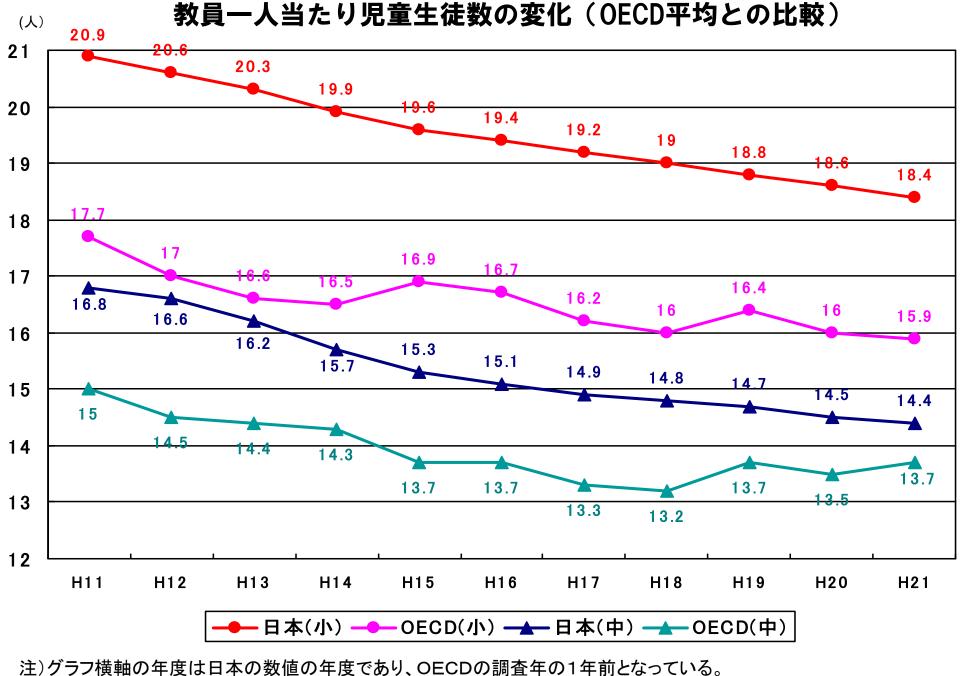


(注)・日本の数値は、平成21年度学校基本調査を元に算出したもの。

・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。

[例.日本:平成21年(2009年) → OECD平均:2010年)]

OECD「図表で見る教育(2012年版)」表 D2.2

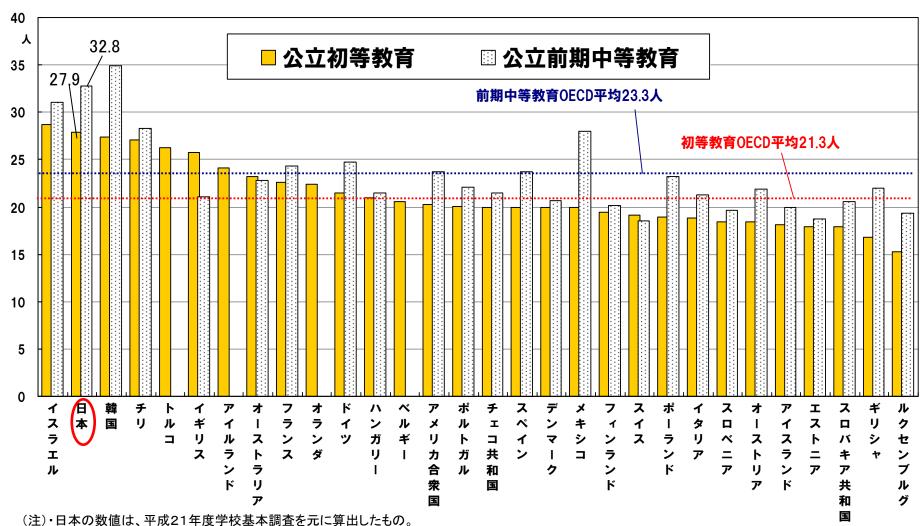


[例.日本:平成21年(2009年) → OECD平均:2010年)]

一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

国公立学校での平均学級規模は、初等教育27.9人、前期中等教育32.8人であり、OECD平均を上回り、もっとも高い国の一つ。

(日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる)

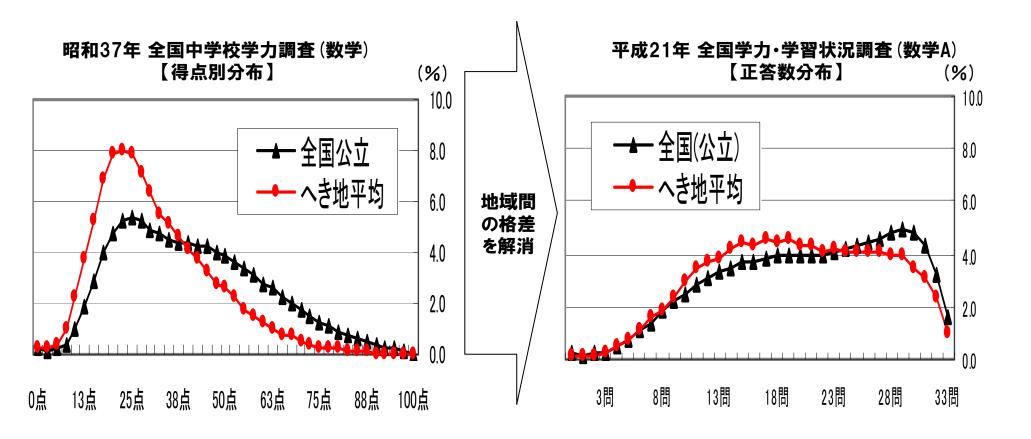


・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。

「例.日本:平成21年(2009年) → OECD平均:2010年)〕

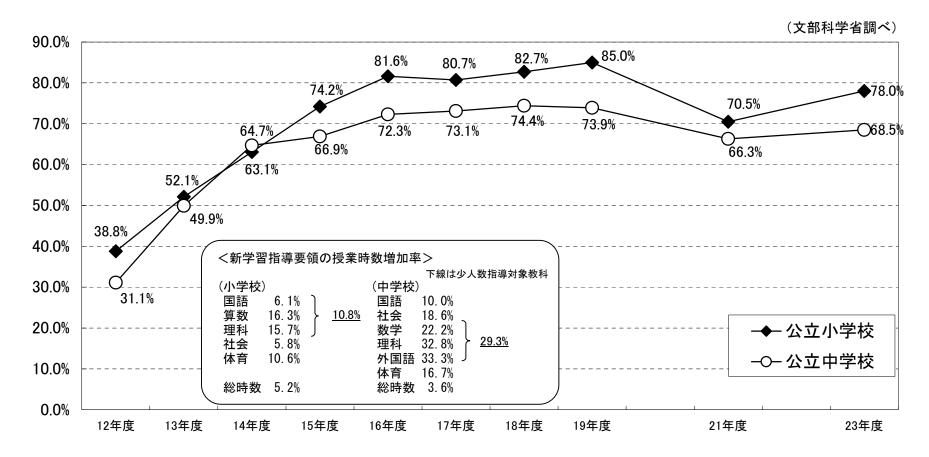
OECD「図表で見る教育(2012年版)」表 D2.1

へき地における学力調査の結果と全国平均との比較



○義務教育費の根幹である教職員給与費について、国と地方の負担により その全額を財源保障する<u>義務教育費国庫制度</u>により、地方公共団体の 財政力にかかわらず、<u>全国どの地域においても</u>必要な教職員が確保される など、<u>義務教育の機会均等と水準確保</u>が達成されている。

習熟度別少人数指導等の実施校の割合



- ※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。
- ※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した 場合も含んでいる。
- ※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20・22年度は未調査。

年度	13'	14'	15'	16'	17'	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'
改善増	第7次定数改善計画 26,900人				0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人	

教科等の担任制の実施状況(小学校のみ)(平成23年度)

出典 文部科学省「平成23年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

注1 ここでの教科担任制とは、一部の教科等について、年間を通じてある学年の全学級を対象に 実施する学校数を記入している。(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の 教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

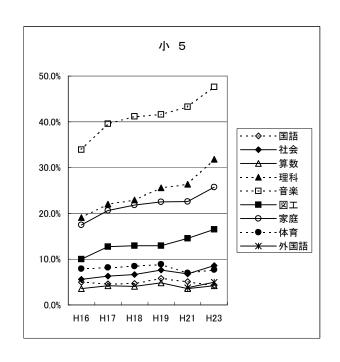
教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.8%		0.6%		0.4%	8.9%	3. 1%		3.4%	
第2学年	1.5%		1.1%		0.8%	14. 3%	5.6%		4. 1%	
第3学年	3. 1%	3. 1%	2.3%	14.0%		32.9%	12.1%		5. 0%	
第4学年	3.8%	3.9%	2.5%	20.3%		41.0%	15. 2%		5. 7%	
第5学年	4.3%	8.6%	4. 2%	31.8%		47.6%	16. 5%	25. 7%	7. 7%	5.0%
第6学年	4. 5%	9. 5%	4. 1%	34. 2%		48.9%	17. 2%	27. 4%	8. 1%	5. 5%

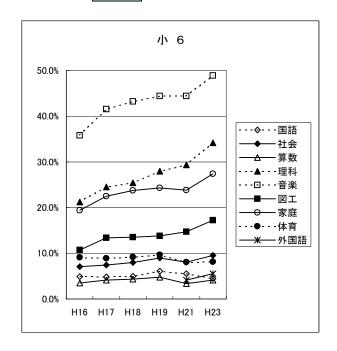
は,15%以上

(参考) 平成21年度調査

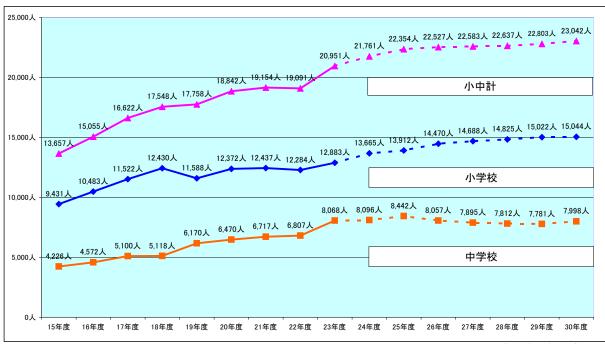
教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.7%		0.6%		0.3%	7.4%	2.5%		3.0%	
第2学年	1.4%		1.0%		0.6%	11.8%	4.5%		3.6%	
第3学年	3.6%	3.0%	2.4%	11.7%		29.5%	10.5%		4. 7%	
第4学年	4.0%	3. 7%	2.4%	17.8%		37. 1%	13. 2%		5. 2%	
第5学年	5. 1%	6.8%	3.5%	26. 4%		43.3%	14. 5%	22.6%	7.0%	3. 8%
第6学年	5.5%	8.0%	3.3%	29.4%		44.4%	14. 7%	23.8%	8. 1%	4. 1%

は、15%以上





公立小・中学校教員の採用者数の推移(平成15年度~平成30年度)



(平成24年度 文部科学省調べ)

(出典) 平成15~23年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ) 平成24年度以降は、都道府県の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ) ※養護教諭等を除く。

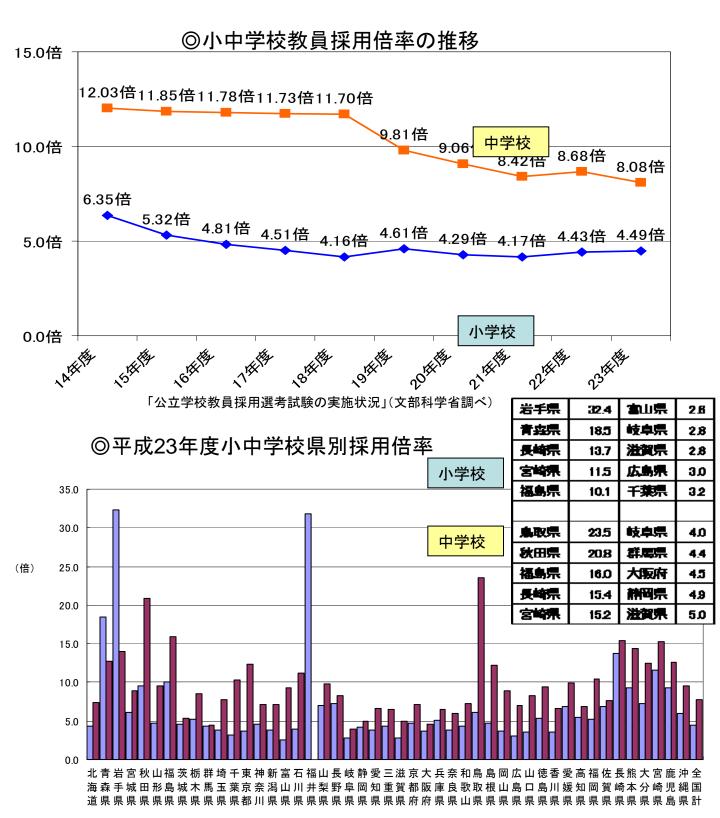
公立小・中学校教員の退職者数の推移(平成14年度末~平成29年度末)



(平成24年度 文部科学省調べ)

(出典) 平成14~23年度末は、都道府県の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ) 平成24年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ) ※養護教諭等を除く。

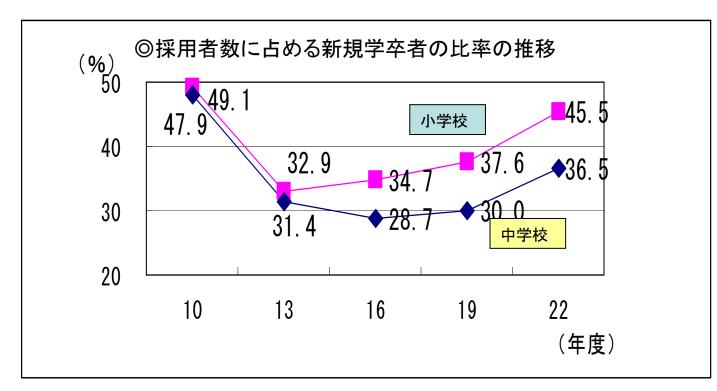
教員採用等の現状について① 一小・中学校教員の採用倍率-



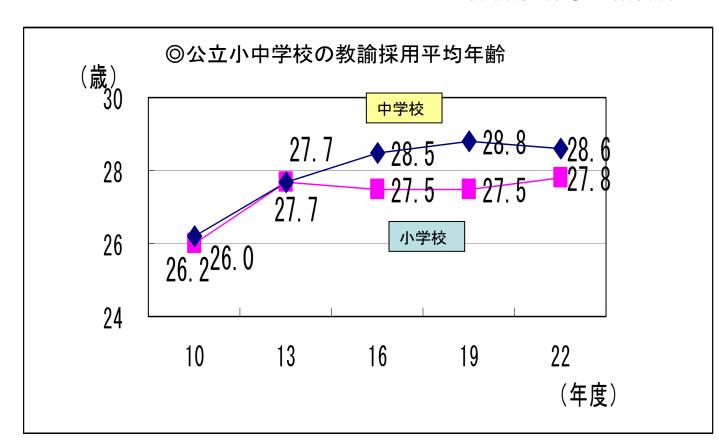
「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ) □ 小学校 ■ 中学校 政令市の採用は県に含めている。

福井県は学校種別による試験区分がないため、中学・高校・特別支援の受験者数を小学校に一括記入している。

教員採用等の現状について② 一小・中学校の採用時における教員の状況一

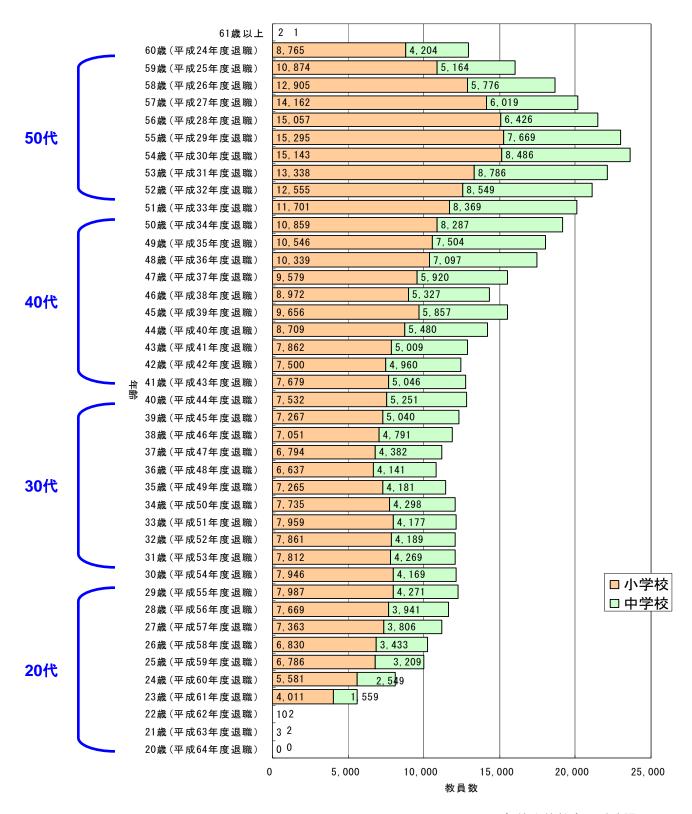


「学校教員統計調査」(文部科学省調べ)



「学校教員統計調査」(文部科学省調べ)

全国計 平均年齢44.2歳



(初等中等教育局財務課調べ)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第15回)配付資料(更新)

教員採用等の現状について4 一教員採用選考の取組事例一

◎人物重視の採用選考の実施

模擬授業等を採用選考に取り入れることにより、多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価し、人物を重視した真に教員としての適格性を有する人材確保に 努めている事例

< 模擬授業や場面指導や指導案作成などにより実践的指導力を観察し、 教員としての適格性を判断している事例>

•模擬授業 55県市(52)

例:面接官を児童生徒に見立てて授業や学級活動を数分間程度行わせる

•場面指導 35県市(41)

例:生徒指導等の場面を設定し受験者に教員役として対応させる

•指導案作成 21県市(23)

例:単元名、目標、学習内容、評価等について作成する

◎専門性等や人材の多様性に考慮した採用試験の実施

新学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、専門性等を考慮した採用選考や、 豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するための選考に努める。

〈教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に係る資格を持つ者、スポーツ・芸能での技能や実績を持つ者等を対象とした選考>試験の一部免除 48県市(46)

- 英語の資格によるもの 19県市(21)
- 教職経験によるもの 33県市(33)
- ・前年度第一次試験(第二次試験)合格者であることによるもの 22県市(21)

特別選考 61県市(59)

- 英語の資格によるもの 15県市(15)
- スポーツ・芸術での技能や実績によるもの 32県市(31)
- ・社会人特別選考によるもの 36県市(38)
- 教職経験によるもの 33県市(32)

<受験年齢制限>

特定の校種または教科の受験者に対し、基本的年齢制限を緩和している県市は8県市

教職経験者に対する受験年齢制限の緩和

•正規教員経験者 28県市(28)

その他の要件による受験年齢制限の緩和

民間企業等経験者 15県市(18)

()内は昨年度の値

平成24年度教員採用等の改善に係る取組事例」(文部科学省調べ)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第15回)配付資料

教員採用等の現状について⑤ 一都道府県間人事交流一

趣旨

都道府県間の人事交流は、互いに学校運営の活性化を図るとと もに、教員としての視野を広げたり、多様なものの見方・考え方や 指導方法を身につける等の効果が期待される。

平成17年4月現在、27の道府県教育委員会が187名の都道府 県間人事交流を行っている。

	人数	都道府県教委数
平成14年度	69名	16 教育委員会
平成15年度	132名	19 教育委員会
平成16年度	165名	22 教育委員会
平成17年度	187名	27 教育委員会

交流人数は、岐阜県、広島県が24人と最も多く、交流している都道府県数は、広島県が13県と最も多い。また、平成17年度から初めて人事交流を行ったのは、神奈川県、福井県、長野県、長崎県、大分県となっている。

平成17年「都道府県間人事交流」(文部科学省調べ)

非正規教員の任用状況について① 一非正規教員の現状(実数ベース)-

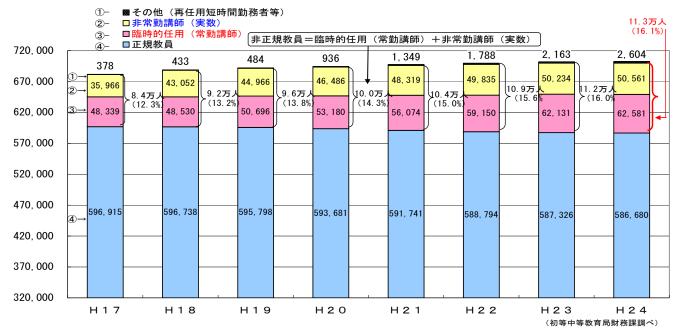
非正規教員は、その数及び教員総数に占める割合とも近年増加傾向

【H17:8.4万人(12.3%) → <u>H24:11.3万人(16.1%)</u>】

うち非常勤講師: 約5.1万人(※7.2%)、臨時的任用教員: 約6.3万人(8.9%)】

※非常勤講師の数は、5月1日に勤務している実数

公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移(H17~H24)



※各年度5月1日現在の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の数 ※市町村費で任用されている教員を含む。 ※産休代替者及び育児休業代替者を含む。 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料(更新)

非正規教員の任用状況について② 一非正規教員の現状(定数ベース)-

<u>定数ベース(</u>※)では、定数に占める非正規教員は、<u>8.3%</u> (このうち、非常勤講師1.2%、臨時的任用教員7.1%)

☑ 4	\	正規		非正規教員	Ę	合計	
区分		教員	臨時	非常勤	小計		
実数ペース	H24	83.9%	8.9%	7.2%	16.1%	100.0%	

※「実数ベース」を標準法に定める「定数ベース」に置き換え

【臨時的任用教員】

○法定数に含まない産・育休代替等を除外。

【非常勤講師】

- 〇地方独自措置を除外(定数の2%程度)
- 〇非常勤講師を勤務時間で常勤相当数(週40h)に換算

定数ペース	H24 (対H17)	93.1% (▲1.7%)		1.2% (+0.1%)	8.3% (+1.7%)	101.5% (+0.0%)
	H17(参考)	94.8%	5.6%	1.1%	6.6%	101.5%

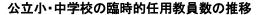
※合計の割合は、<u>義務標準法に定める定数を100%</u>としているため、数値はこれを超えた措置を反映したものになっている。

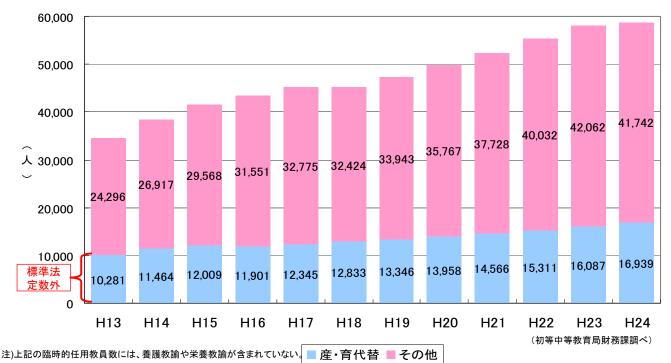
注)上記の正規教員には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。

(初等中等教育局財務課調べ)

非正規教員の任用状況について③ 一公立小・中学校の臨時的任用教員数の推移一

臨時的任用教員の数については、産休・育休者の代替者(定数外)、<u>その他の臨時的任用教</u> 員ともに増加傾向。

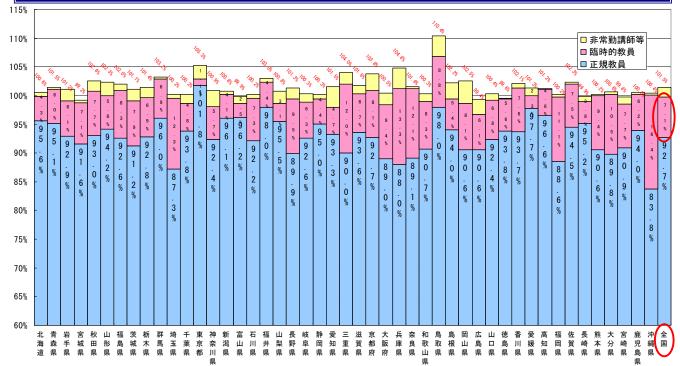




公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料(更新)

非正規教員の任用状況について④ 一公立小・中学校の教員定数に占める臨時的任用教員の割合-

- ○教員定数の標準に占める臨時任用教員の割合は、全国平均で7.1%。
- 〇県別に見ると、臨時的任用教員の割合には、<u>ばらつき</u>があり、<u>過度に臨時的任用教員の割合が高い県も見られる。</u>



注 上記の臨時的任用教員数には、養護教諭や栄養教諭が含まれていない。

また、正規教員には再任用短時間勤務教員が含まれていない。

(初等中等教育局財務課調べ)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料(更新)

非正規教員の任用状況について⑤ 一現状の総括(1) -

〇非正規教員は、その数及び教員総数に占める割合とも近年増加傾向

(実数ベース)

区 分		平成17年度	平成24年度									
非常勤講師	人数	3.6万人	5.1万人									
か あ 割 番 叫	割合	5.2%	7.2%									
臨時的任用教員	人数	4.8万人	6.3万人									
咖啡的压用教具	割合	7.1%	8.9%									
非正規教員 計	人数	8.4万人	11.3万人									
水	割合	12.3%	16.1%									

○ただし、非常勤講師は、時間換算(週40h)したり、標準定数を超える地方独自措置分を除くと、その割合は1%程度。(H17:1.1% → H24:1.2%)

○<u>臨時的任用教員は顕著な増加傾向</u>。その要因は、各県で教員の年齢構成平準化などによる採用調整が行われていることや、平成18年度以降、国の定数改善計画がないこと。また、地方公務員についての定員削減計画(H18~H22の5年間にわたる「集中改革プラン」)などが考えられる。

〇非正規教員の採用実績は、

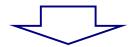
各都道府県により大きくばらつき

が見られる。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料(更新)

非正規教員の任用状況について⑥ 一現状の総括(2) 一

正規の教員採用選考を経ず、体系的な研修を受けていない<u>非正規教員の割合が過度</u>に大きくなることは、<u>学校運営面や教育内容の質の維持・向上の面で問題</u>であり、<u>特に増加が顕著な臨時的任用教員の増加抑制等を講じることが必要</u>。



実態の公表

〇非正規教員の配置の実態等について、<u>会議等で積極的に公表</u>するとともに、これらの<u>割合が過度に高い県に対して、改善を促すことが必要。</u>

計画的な定数改善

〇都道府県が長期的な見通しを持った計画的な採用・人事配置を行いや すくするため、国において計画的な教職員定数の改善を行うことを検討。

再任用制度と「雇用と年金の接続」の概要

1. 再任用制度の概要(1)

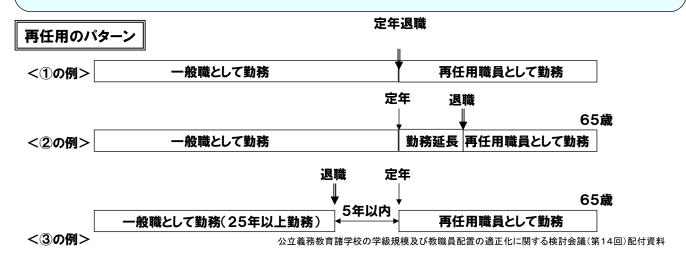
【1. 概要】

定年退職等により、一旦退職した者を1年以内の任期を定めて改めて、常時勤務を要する職又は短時間 勤務の職に採用することができる制度(地方公務員法第28条の4、第28条の5、各地方自治体の再任 用に関する条例)。

【2. 対象者】

- 1) 定年退職者
- ② 勤務延長(特殊な専門分野における人材確保のため等に限られる)により、勤務した後退職した者
- ③ 25年以上勤務した後定年前に退職したもので、退職後5年以内の者(定年の年齢に達した者)

従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務を要する職への採用



1. 再任用制度の概要(2)

【3.勤務形態】

○ フルタイム(週38時間45分)もしくは短時間勤務(週15時間30分~31時間までの範囲内の時間)

【4. 任期と任期の末日】

- 1年を超えない範囲内で任命権者が定める。(条例が認める限り、更新回数制限なし)
- 勤務実績等を考慮し、1年を超えない範囲内で更新が可能
- 任用上限は、65歳に達する年度の年度末まで

【5. 勤務条件·待遇】

○ 再任用職員の給与・勤務時間は、国家公務員に準じて条例で定める。

<再任用される国家公務員の給与・勤務時間>

- ・給料は、職務に応じた級ごとの単一の水準
- ・職務に関連する手当(通勤手当等)は支給。
- ※生計費を補完する手当(扶養手当等)、人材確保のための手当(初任給調整手当等)は不支給
- ・再任用後の退職手当は不支給
- ・短時間勤務職員の給料は週の勤務時間に比例
- ・短時間勤務職員の勤務時間は、週16時間から32時間

1. 再任用制度の概要(3)

地方公務員の再任用職員数の推移

	再任用耶	戰員総数	常	時勤務職員数		短問	時間勤務職員数	Į
		うち教育職		うち教育職	割合		うち教育職	割合
		(A)		(B)	(B)/(A)		(C)	(C)/(A)
平成13年度	112人		86人			26人	_	
平成14年度	8,167人	I	1,383人	l		6,784人	_	
平成15年度	9,348人	1,846人	2,090人	801人	43%	7,258人	1,045人	57%
平成16年度	11,426人	2,092人	2,681人	960人	46%	8,745人	1,132人	54%
平成17年度	18,390人	3,190人	3,842人	1,340人	42%	14,548人	1,850人	58%
平成18年度	15,876人	2,924人	3,121人	1,190人	41%	12,755人	1,734人	59%
平成19年度	19,047人	3,802人	3,891人	1,614人	42%	15,156人	2,188人	58%
平成20年度	33,736人	6,232人	7,028人	2,741人	44%	26,708人	3,491人	56%
平成21年度	43,220人	8,073人	8,942人	3,435人	43%	34,278人	4,638人	57%
平成22年度	51,727人	9,957人	10,860人	4,244人	43%	40,867人	5,713人	57%
平成23年 4月1日	64,201人	12,653人	13,792人	5,256人	42%	50,409人	7,397人	58%

※新規再任用者と任期更新再任用者の合計値 ※出典:総務省資料

再任用制度に係る条例の制定状況の推移

		4年4月1			0年3月31			1年3月31	日現在		2年3月31			3年3月31	日現在
	全団体数	条例制定 済団体数	制定割合	全団体数	条例制定 済団体数	制定割合	全団体数	条例制定 済団体数	制定割合	全団体数	条例制定 済団体数	制定割合	全団体数	条例制定 済団体数	制定割合
都道府県	47	47	100%		47	100%	47	47	100%	47	47	100%	47	47	100%
政令指定都市	12	12	100%	17	17	100%	17	17	100%	18	18	100%	19	19	100%
市·特別区	686	589	86%	789	726	92%	789	729	92%	791	736	93%	790	736	93%
町村	2, 543	2, 138	84%	1,010	872	86%	994	867	87%	941	821	87%	941	823	87%
計	3, 288	2, 786	85%	1,863	1,662	89%	1, 847	1,660	90%	1, 797	1,622	90%	1, 797	1,625	90%

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料

※出典:総務省資料

2. 再任用制度の沿革と共済年金の制度改正

再任用制度に関する沿革

〇「公務部門における高齢者雇用について」(閣 議決定)

平成6年

・定年年齢は維持した上で、定年に達した職員 を任用。

・フルタイムだけではなく、短時間勤務を可能と することを検討。

○「国家公務員法等の一部を改正する法律」、 「地方公務員法等の一部を改正する法律」の成

平成11年7月

・新たな再任用制度の導入(平成13年4月1日 施行)等を規定

・再任用短時間勤務の導入と年金の満額支給 年齢の段階的引上げとリンクした再任用上限年 齢の引上げ

共済年金の支給開始年齢引上げに関する 制度改正

○退職共済年金の定額部分について、

平成6年改正 60歳→65歳(3年に1歳ずつ。平成13年度から 12年かけて引上げ)

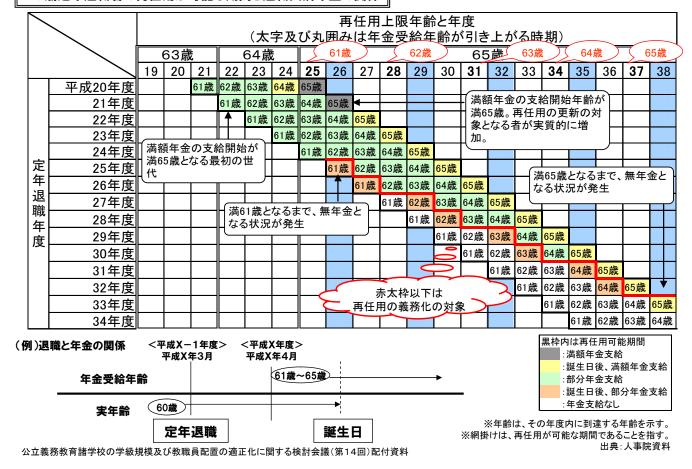
○退職共済年金の報酬比例部分について、

平成12年改正 ・60歳→65歳(3年に1歳ずつ。平成25年度か ら12年かけて引上げ)

平成13年4月 〇新たな再任用制度の導入

3. 雇用と年金の接続についてのスケジュール

60歳定年退職者の再任用が可能な期間と退職共済年金の関係



4. 雇用と年金の接続についての基本方針(国家公務員)

国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針【抜粋】 (平成24年3月23日、国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)

1 再任用による雇用と年金の接続

- ① <u>定年退職する職員がフルタイム再任用を希望する場合、</u>当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、<u>フルタイム勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする。</u>
 * ただし、<u>その者が最下位の職制上の段階の標準的官職(係員等)に係る標準職務遂行能力及び当該官職について</u>
- の適性を有しない場合、任命権者は上記の義務を課されないものとする。
- ② 任命権者は、①の採用を行う際には、従前の勤務実績等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められ る官職に任命するものとする。
- * 例えば<u>本省課長補佐級</u>で定年退職した者について、能力及び適性等に応じて、補佐級に再任用される場合の他、<u>係</u> 長級や係員級に再任用される場合があり得る。

2 組織活力の維持及び職員の能力の活用のための方策

- ① 1の再任用に当たり、本府省の局長、部長、課長等が定年に達し、当該職員がフルタイム再任用を希望する場合、 他の官職で再任用することについて検討する。
- ② 定年退職する職員が短時間再任用を希望する場合、任命権者ができる限り当該希望に沿った対応ができるような 環境を整備する
- ③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底、職業生活の節目における職員の将来のキャリアプランに関する意向の聴取、 職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境の整備、人事交流機会の拡大等の対 応を図る。
- ④ 早期退職に対するインセンティブを高めるための給付の措置や、民間の支援会社の活用も含めた再就職の支援等 の措置の具体化に向けて検討し、早急に実施に移す。

60歳超職員の追加的増加への対応

希望する職員を1に基づき再任用することにより3年度に一度60歳を超える職員が公務部内に追加的に留まることと、 組織の将来を担う若手職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることとが可能となるよう、総人件費改革 等の観点も踏まえつつ、必要な措置を講じる。

1に基づき再任用された職員の給与の在り方

1に基づき再任用された職員の給与の在り方に関しては、総人件費改革や職員の能力活用の観点も踏まえつつ、別 途検討する。 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料

5. 雇用と年金の接続についての基本方針(国家公務員)への地方の意見

国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針への各都道府県・指定都市の意見

- 1 再任用職員の増加に伴う課題への対応を検討する必要
 - □再任用職員の増加に伴う新たな加配措置(国の財政措置)
 - □給与面の処遇の検討
- ②再任用ができない場合もしくは定年前の職位以下の職位への任用時の具体的判断基準の明示が必要
- ③若手教職員の安定的・計画的な確保が可能となるような対応が必要
 - □教員全体の年齢構成の高齢化
- 4 再任用短時間勤務職員の配置に関する検討が必要
 - □短時間勤務職員の配置可能校(職種、教科、人数)が限定
- ⑤各地方における柔軟な制度設計が可能な仕組みとする必要
- <u>⑥翌年度の採用計画に間に合うよう早期の制度設計、情報提供が必要</u>

各地方における採用・退職の一般的スケジュール

項目		平月	平成26年度					
- 現日	~4月	4月	5月	7月	3月	4月	5月	6月
各地方公共団体にお ける採用等のスケ ジュール(一般的想 定)	制度の検討	26年度再 任用希望 調べ	26年度採 用計画策 定	26年度採 用試験	25年度定 年退職	26年度新 規採用・ 再任用者 採用		

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第14回)配付資料

平成18年度 文部科学省教員勤務実態調査について 集計結果の概要

●教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間(小・中学校平均)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	(7月分)	(8月分) (夏季 5 5**#)	(9月分)	(10月分)	(11月分)	(12月分)
		(夏季休業期)				
①児童生徒の指導に直接的に かかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分
②児童生徒の指導に間接的に かかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分
③学校の運営にかかわる業務 及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分

●1ヶ月あたりの残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------

- (業務の内容)① 授業、補習指導、生徒指導、学校行事、部活動・クラブ活動 等
 - ② 授業準備、成績処理、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等
 - ③ 会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等
 - ④ 保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等

●年間ベースの1ヶ月あたり残業時間 ※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含んでいない。

> 平成18年度調査 約34時間(平日のみ)

約8時間 (休日)

昭和41年度調査

約 8時間(平日・休日)

●調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日 ~ 平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)~第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

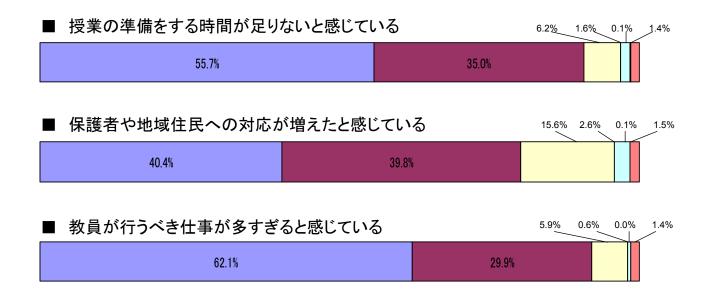
全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

- ※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出
- ※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

教員の勤務実態調査結果



□とても感じる ■わりと感じる □どちらともいえない □あまり感じない ■まったく感じない ■無回答・不明

文部科学省委託調査研究「教員勤務実態調査(小・中学校)報告書(平成18年度)」より作成(小学校・教諭のデータ)

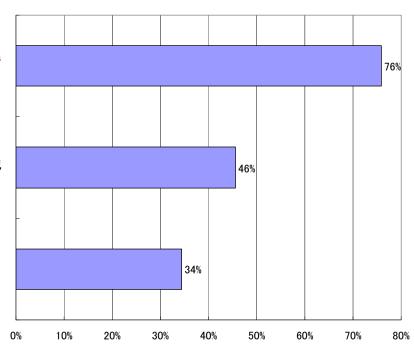
教員・保護者意識調査結果

■忙しさや負担感を解消するために必要なこと

1クラスあたりの子どもの数を減らしたり、教員を増員し担当する 授業時間を減らすなどをする

教員は子どもの指導に業務を 特化し、学校内の事務職員や他 の職種の人たちを増員して、役 割を分担する

教育委員会や他の行政機関からの調査などを精選し、業務の 合理化を図る

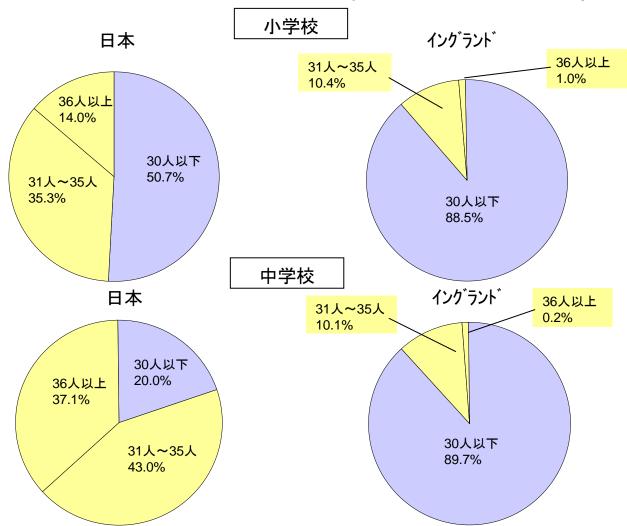


文部科学省委託調査研究「教員・保護者意識調査報告書(平成18年度)」より作成(小・中学校教員のデータ)

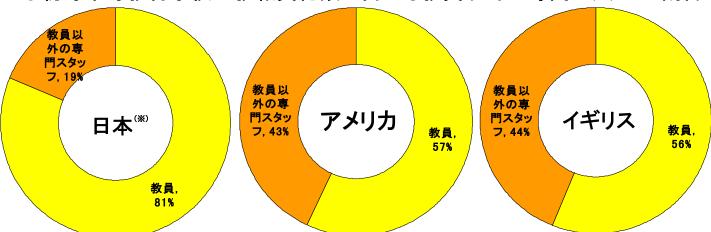
学級規模別の在籍者数・専門スタッフの割合の国際比較

○学級規模別の在籍者数

(日:平成24年度学校基本調査速報 英:DCSF:Schools,Pupils,and their Characteristics,January 2011)



〇初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合

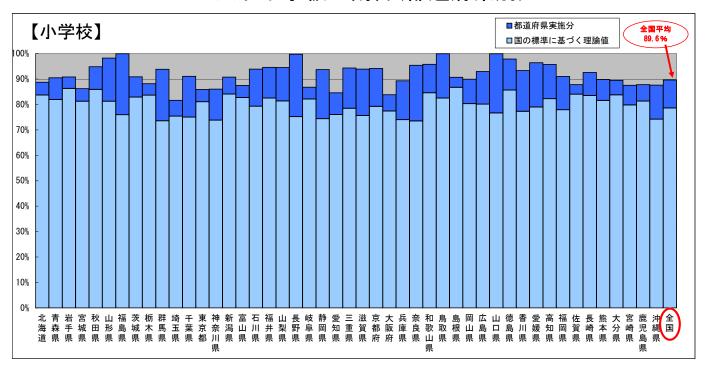


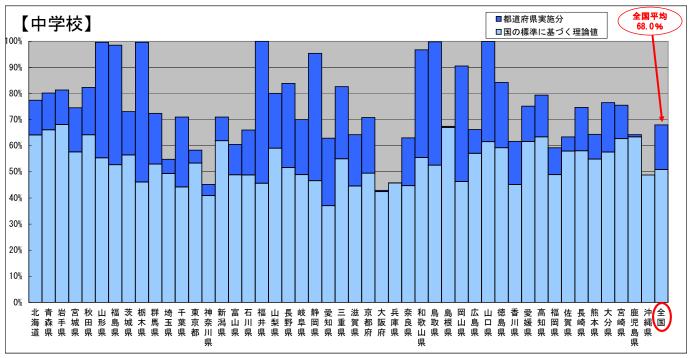
出典: 平成24年度学校基本調査速報、"Digest of Education Statistics 2010"、"School Workforce in England January2010" ※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

5. 少人数学級の効果等

35人以下学級の割合(都道府県別)



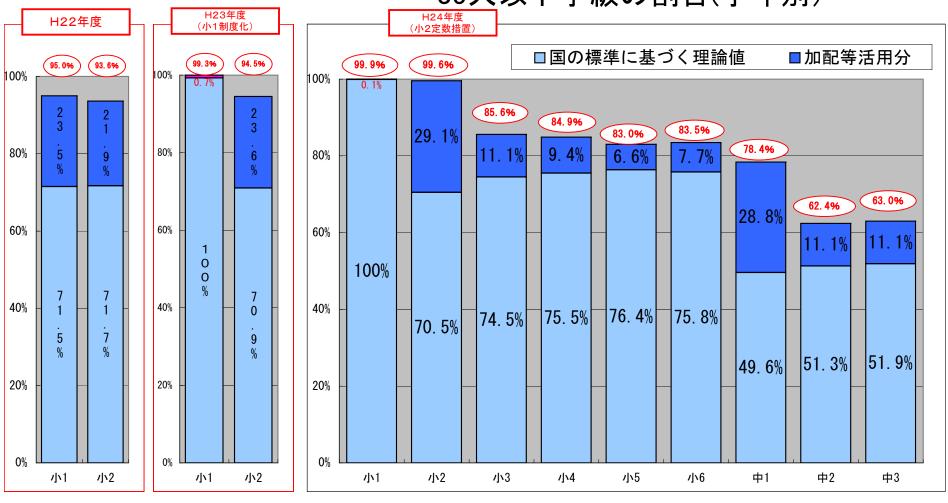


(平成24.5.1現在 学校基本調査速報)

※ 「国の標準に基づく理論値」は、国の標準(小1年:35人学級、小2~6年40人学級)により算定した場合、 35人以下となる学級の割合

「都道府県実施分」は、国からの加配等を活用し、都道府県が学級編制の弾力化を実施した結果、35人以下 となった学級の割合

35人以下学級の割合(学年別)

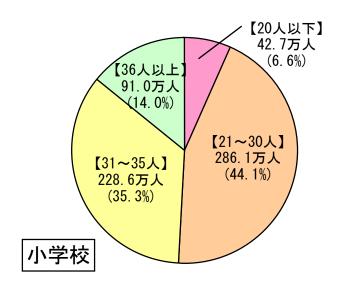


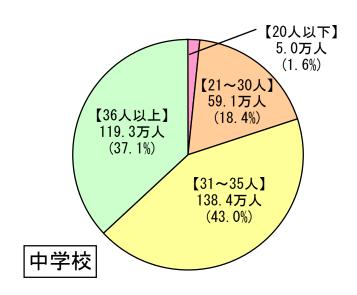
(平成24.5.1現在 学校基本調査速報)

※ 「国の標準に基づく理論値」は、国の標準(小1年:35人学級、小2~6年40人学級)により算定した場合、 35人以下となる学級の割合

「加配等活用分」は、国からの加配等を活用し、都道府県が学級編制の弾力化を実施した結果、35人以下となった学級の割合

公立小学校・中学校の学級規模別の在籍児童生徒数(平成24年5月1日現在)

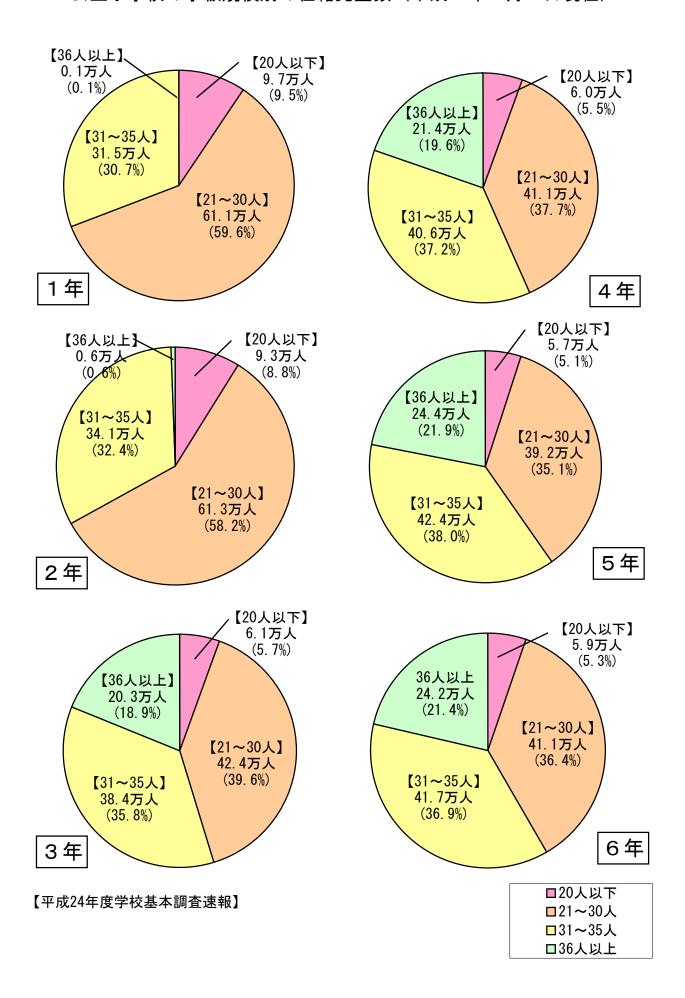




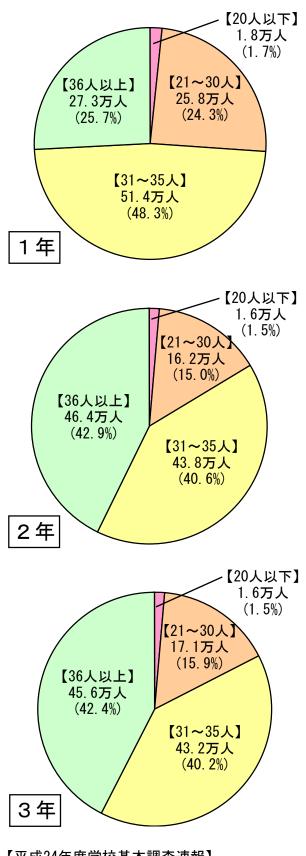
【平成24年度学校基本調査速報】

□20人以下 □21~30人 □31~35人 □36人以上

公立小学校の学級規模別の在籍児童数(平成24年5月1日現在)



公立中学校の学級規模別の在籍生徒数(平成24年5月1日現在)

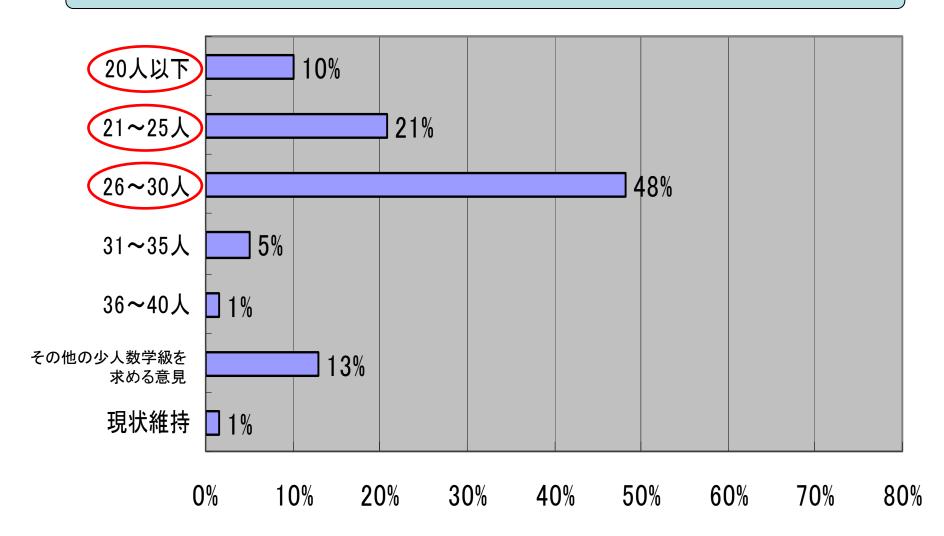


【平成24年度学校基本調査速報】

■20人以下 □21~30人 □31~35人 口36人以上

<望ましい学級規模(小中学校・保護者)>

多くの保護者が、望ましい学級規模として30人以下を挙げている



「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」集計結果(平成22年6月)